

さんさん

令和5年12月1日発行

笹間地区コミュニティ会議だより 第226-2号

発行 笹間地区コミュニティ会議
〒025-0132 [笹間振興センター内]
花巻市北笹間13地割74番地1
TEL/FAX 0198-29-2111
Email: sasama01@clock.ocn.ne.jp

令和5年度も除雪ボランティア事業を実施します

花巻市介護予防・日常生活支援総合事業の支援を受けて、今年度も継続して除雪有償ボランティア事業に取り組みます。

1 事業の内容

一人暮らし高齢者等の方々が、誰かにじよの口まで除雪をお願いしたい（助けられたい高齢者等（以下、「登録高齢者等」という。））場合、これを支援する4団体（笹間地区コミュニティ会議、笹間地区民生委員児童委員協議会、笹間地区行政区長会、花巻市社会福祉協議会笹間支部）で組織する笹間地区生活支援有償ボランティア事業協議体（以下、「協議体」という。）の事務局（笹間地区コミュニティ会議）が要請する有償ボランティア（以下、「お助け隊員」という。）が除雪を手伝うものです。

2 登録の申し出

- ①「お助け隊員」に登録を希望する方は、申請書に必要事項を記載し「協議体」に申し出します。
- ②「登録高齢者等」に登録を希望する方も、①同様に申し出します。

3 運営と仕組み

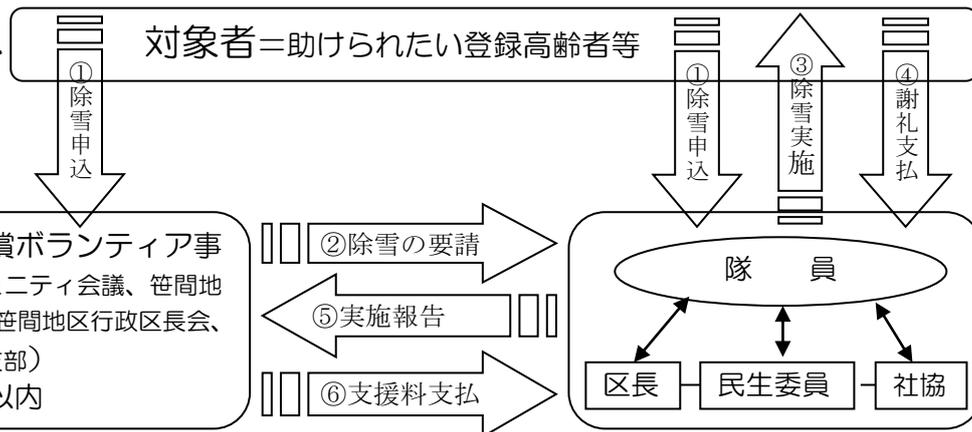
- ①お助け隊員の連絡調整組織として協議体をおき運営します。
- ②お助け隊員が実施する除雪作業は、協議体が登録高齢者等からの依頼を受けそれぞれのお助け隊員に除雪作業を要請する場合、または、登録高齢者等が直接（相対）お助け隊員に除雪作業を要請する場合の何れかの方法により実施します。

4 経費等

- お助け隊員が除雪作業を実施した場合、次の①と②の合算額を受領するものとします。
- ①登録高齢者等は、お助け隊員に1回400円（1回とは30分）を支払っていただきます。
 - ②お助け隊員が支援提供報告書を提出した後、協議体から一定額をお支払いします。
- ※1 ここでいう登録できる「一人暮らし高齢者等」とは
⇒65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみ世帯若しくは自力では除雪できない方。
 - ※2 ここでいう「除雪」は、住宅の玄関から生活道路までの間で、人の通行に支障がない程度の作業。玄関先以外の除雪・屋根の雪下ろしは行いません。
 - ※3 詳細は、事務局笹間地区コミュニティ会議（笹間振興センター）にお問い合わせ下さい。
☎29-2111

除雪ボランティア（有償）隊員及び助けられたい（除雪してほしい）高齢者の登録者を随時募集しております。⇒裏面の登録用紙で申し込んでください。

除雪ボランティアの仕組み



◆笹間地区生活支援有償ボランティア事業協議体（笹間地区コミュニティ会議、笹間地区民生委員児童委員協議会、笹間地区行政区長会、花巻市社会福祉協議会笹間支部）
◆1回とは ⇒ 30分以内

支え合いの地域社会づくりに参加しましょう！

笹間地区コミュニティ会議だより12月1日号

提出日 令和 年 月 日

除雪有償ボランティア(お助け隊員)

お助け隊員に 助けられたい高齢者

登録申請書

笹間地区生活支援有償ボランティア事業協議体

代表 笹間地区コミュニティ会議

会長 伊藤 晴 二 様

◆お助け隊員(有償ボランティア) 登録申込者

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号(携帯)	
FAX 番 号	
その他	1 除雪の方法(複数可、○で囲んでください) ① 人力(スコップ等)での除雪 ② 除雪機 ア 自分の除雪機 イ その他() ③ トラクター等() 2 上記で①及び②の場合の運搬方法 ① 徒歩 ② 軽トラック使用 ア 自家用 イ 借用

◆お助け隊員に 助けられたい高齢者 登録申込者

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
電話番号(携帯)	
FAX 番 号	